

【参考資料】

厚生労働省

障害保健福祉関係主管課長会議資料より抜粋

(平成 23 年 6 月 30 日開催)

3 第3期障害福祉計画について

(1) 進捗状況について

第3期障害福祉計画については、平成23年2月22日開催の障害保健福祉関係主管課長会議において、「第3期障害福祉計画の考え方」をお示しし、数値目標を設定した項目ごとに都道府県別進捗状況を毎年公表することとした。

(2) 中間報告について

平成23年5月20日付事務連絡「第3期障害福祉計画の作成スケジュール等について」においてお示ししたとおり、第3期障害福祉計画に示す数値目標及びサービス見込量について、新たに、都道府県から厚生労働省に中間報告を行うこととした。

今回、中間報告を行う際の様式（案）を別紙1及び別紙2にお示ししているが、この様式（案）により、平成23年10月頃、中間報告の依頼を行う予定であるので、ご協力願いたい。

(3) 今後のスケジュールについて

別紙3に、平成23年5月20日付事務連絡でお示しした「第3期計画作成スケジュール（予定）」を添付しているので、今後の参考とされたい。

(4) その他

退院可能精神障害者の減少に係る数値目標、相談支援及び同行援護のサービス見込量の考え方については現在検討中であり、決まり次第お示しする。

第3期障害福祉計画について

【基本的理念・基本的考え方】

これまでの考え方に変更ありませんが、必要な時点修正を行います。

【数値目標】

(1) 数値目標

- ①項目は第2期計画と変更ありません。
- ②数値目標の設定

- 1 施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標については、次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

項 目	基準時点	終了時点	第3期計画の数値目標の基本となる 数値とその考え方	備 考
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	3割以上	※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
入所者の削減数			1割以上減	

- 2 退院可能精神障害者の減少に係る数値目標については、社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら検討を進めているところであり、決まり次第お示しする。
- 3 就労支援事業の数値目標の考え方は、以下のとおり、これまでの計画の考え方を基本として、実績や地域の実情を踏まえて設定する。

項 目	第3期計画の数値目標の基本となる考え方
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
就労支援事業の利用者数	平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
	平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

- (2) サービスの見込量
 サービス見込量の算出の考え方は、変更ありません。
 ※第3期障害福祉計画の作成に当たって、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましいこと
 としていきますのでご留意下さい。
- (3) 実績値の報告
 毎年6月に都道府県から報告していただき、毎年7月に都道府県別に集計の上、進捗率を併せ、都道府県に結果をお知らせします。

【中間報告について】

- (1) 目的
 他の都道府県の実況を踏まえつつ、障害福祉サービスの計画的な整備を実施していただくために、第3期障害福祉計画の各都道府県の数値目標及びサービス見込量について、中間報告を行っていただくこととします。(報告様式(案)は別紙1参照)
- (2) 実施方法
 都道府県は、10月末に国に中間報告を行って下さい。国において、これらの数値を都道府県別に集計し、結果を都道府県にお示しします。(ただし、中間報告の時点では、数値目標・サービス見込量が未確定であっても差し支えありません。)
- (3) その他
 共同生活援助及び共同生活介護は、サービス見込量とともに整備見込量も併せて報告して下さい。
 (報告様式(案)は別紙2参照)

施設入所者の地域生活への移行

基本指針に定める数値目標

(案) 平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

数値目標の設定

(都道府県・市町村において設定)

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	人	○平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	人	○平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	人 %	○差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	人	○施設入所からGH・CH等へ移行した者の数

福祉施設から一般就労への移行

基本指針に定める数値目標

(案)

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

数値目標の設定

(都道府県・市町村において設定)

項 目	数 値	考 え 方
平成17年度の 一般就労移行者数	人	○平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数	人 (倍)	○平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

就労移行支援事業の利用者数

基本指針に定める数値目標

(案) 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

数値目標の設定

(都道府県・市町村において設定)

項 目	数 値	考 え 方
平成26年度末の福祉施設利用者数	人	○平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	人 (%)	○平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

基本指針に定める数値目標

(案) 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

数値目標の設定

(都道府県・市町村において設定)

項 目	数 値	考 え 方
平成26年度末の 就労継続支援(A型)事業 の利用者 (A)	人	○平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援(B型)事業 の利用者	人	○平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援(A型+B型)事業 の利用者 (B)	人	○平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の 就労継続支援(A型)事業の 利用者の割合 (A)／(B)	%	○平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続 支援(A型)事業を利用する者の割合

留意事項

○地域生活移行者とは、長期入所が常態化していると考えられる施設（身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、精神障害者入所授産施設）に入所している者の中で地域生活へ移行した者（但し、身体障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設の入所者の中で長期入所が常態化していると各自治体が判断する場合には、当該入所者が地域生活に移行すれば対象に含むものとする。）をいう。（平成18年12月28日事務連絡「障害福祉計画の作成に係るQ&Aについて」）

○一般就労した者とは、一般企業等に就職した者（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

○平成17年度時点の福祉施設とは、次の施設をいう。

（身体障害者施設）更生施設、療護施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設
（知的障害者施設）更生施設（入所、通所）、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設
（精神障害者施設）生活訓練施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

また、上記で示した旧体系のほか、新体系での移行先として次の施設が考えられる。

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）
（平成20年12月22日事務連絡「障害福祉計画の作成に係るQ&A（3）について」）

その他

「退院可能精神障害者の減少」及び労働系の数値目標については、追って連絡する。

中間報告様式(案)(サービス見込量)

○訪問系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	時間	時間
	人	人	人

○日中活動系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
自立訓練(機能訓練)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
自立訓練(生活訓練)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
就労移行支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
就労継続支援(A型)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
就労継続支援(B型)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
療養介護	人	人	人
短期入所	人日分	人日分	人日分
	人	人	人

○居住系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	人	人	人
施設入所支援	人	人	人

※相談支援及び同行援護のサービス見込量の考え方については、追って示す

中間報告様式(案)(整備見込量)

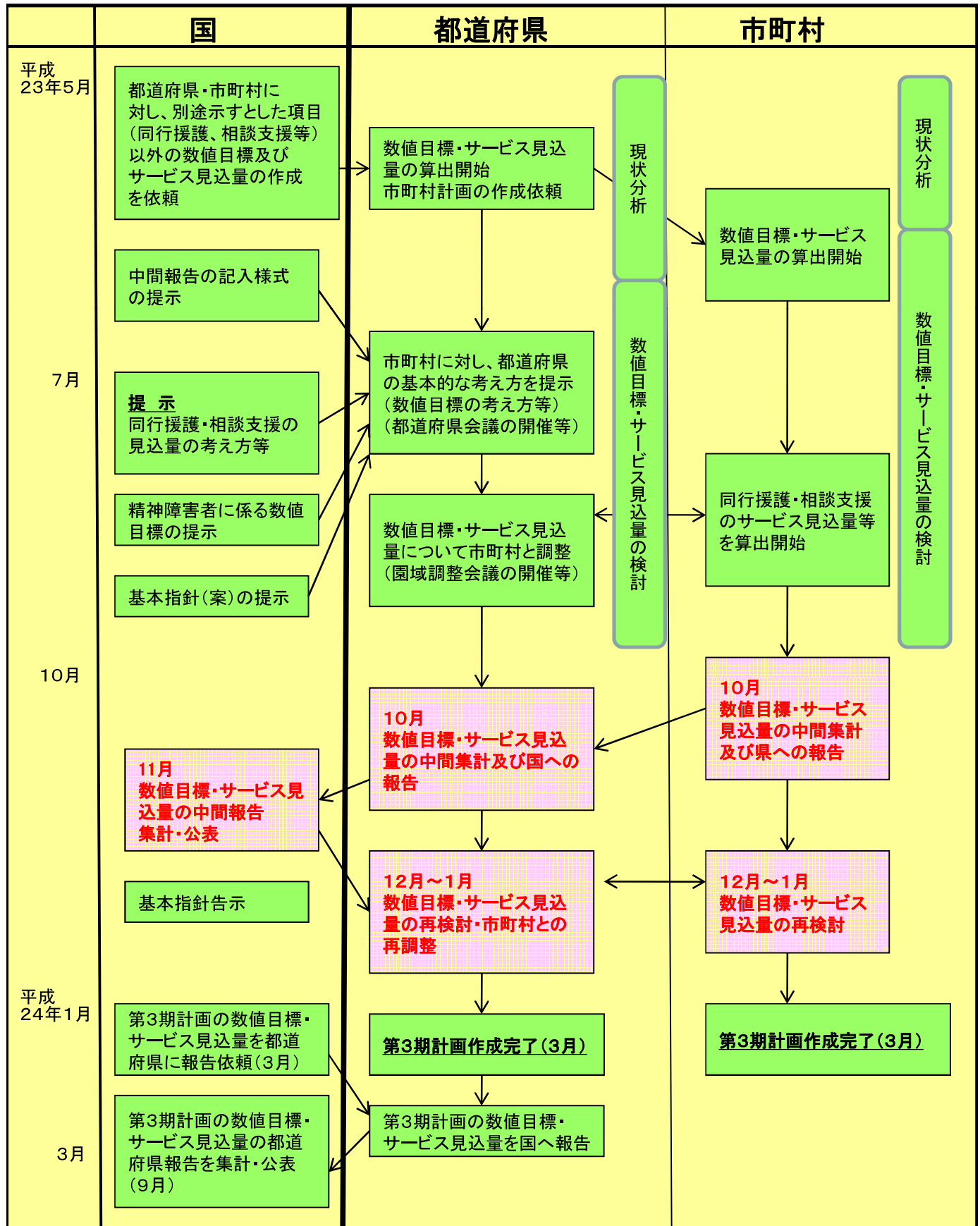
種類	22年度	24年度	25年度	26年度	備 考
	定員数 (実績)	定員数 (見込)	定員数 (見込)	定員数 (見込)	
共同生活援助 共同生活介護	人	人	人	人	各年度の3月31日の定員数。

参 考

中間報告公表イメージ

種類	22年度			24年度			25年度			26年度			備 考
	定員数 (A)	サービス見 込量の実績 (B)	B/A	定員数 (A)	サービス 見込量 (B)	B/A	定員数 (A)	サービス 見込量 (B)	B/A	定員数 (A)	サービス 見込量 (B)	B/A	
共同生活援助 共同生活介護	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	「定員数」欄は各年度の3月31 日の定員数。

第3期計画作成スケジュール(予定):計画作成



第3期計画作成スケジュール(予定):実績報告

